

平成 27 年 5 月 15 日
経済文化交流部長専決

ふるさと名産品販売促進業務委託選定委員会設置要領

(設置)

第 1 条 ふるさと名産品販売促進業務の委託業者の選定に当たり実施する公募型プロポーザル（以下「業者選定プロポーザル」という。）において、入選企画提案者の選定を厳正かつ公平に行うため、ふるさと名産品販売促進業務（委託）選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、業者選定プロポーザルに係る企画提案の評価を行い、入選企画提案者を選定するものとする。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、経済文化交流部政策調整審議員をもって充てる。

3 委員は、別表に掲げる者をもって充てる。

4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第 4 条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の 3 分の 2 の出席をもって成立する。

3 委員は、会議に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

(意見の聴取)

第 5 条 委員長は、特に必要があると認めるときは、会議に関係職員の出席を求め、その意見を求めることができる。

(解散)

第 6 条 委員会は、入選企画提案者が決定された時をもって解散する。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、経済文化交流部観光振興課において処理する。

(その他)

第 8 条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要領は、経済文化交流部長専決の日から施行する。

別表（第3条関係）

委 員	経済文化交流部観光振興課職員
	経済文化交流部商工政策課職員
	経済文化交流部国際港湾振興課職員
	経済文化交流部文化振興課職員
	経済文化交流部スポーツ振興課職員
	企画振興部企画政策課職員
	農林水産部フードバレー推進課職員